

伊勢市の宿泊税導入について

1. 宿泊事業者等への説明会の概要

- (1) 日時 令和 8 年 8 月 4 日（火）13：00～15：00
(2) 場所 伊勢市ハートプラザみその ウェルフェアホール（多目的ホール）
(3) 出席者 宿泊事業者 24 名（22 事業者）
その他関係者 12 名

※旅館業法に基づく許可施設及び住宅宿泊事業法に基づく市内届出施設に対し
郵送にて開催案内を送付。

	【質問・意見】	【回答】
(1) 負担軽減に関する こと	システム整備費補助金の受領後、宿泊単価が免税点未満の宿泊ばかりとなった場合、受領した補助金は返還が必要か。	補助金返還は現時点で想定していないがシステム整備費補助制度の詳細はこれから設計する。
	システム改修の経費は、全額支援してもらえるか。	システム整備費補助金の上限は 50 万円としたい。
	特別徴収事務報償金・観光振興協力金の配分を 15% にしてほしい。	特別徴収事務報償金、観光振興協力金の配分割合は、先行自治体の例など参考に検討してきた。
(2) 税制度に関する こと	免税点を導入するなら、宿泊単価の高い宿泊者と低い宿泊者に差をつける段階的定額制が公平ではないか。検討してほしい。また、旅館組合にも意見を聞くべきではないか。	・低廉な価格帯の宿泊者への配慮を求める意見とアンケート結果も踏まえ、また、事務手続きの負担の影響を考慮して一律定額 200 円、免税点を 5,000 円とする制度が現時点で最善と考えた。
	日帰り観光客が多い中、免税点を導入すると観光客全体に占める宿泊税を負担する割合が更に減り、不公平感が広がる。	・制度設計検討にあたり、旅館組合の意見も伺いたい。
	5 年後に制度を見直すとあるが、変更は 2 年以上かかるのではないか。	制度の見直しは、おおむね 5 年を目安とし、検討は随時実施していく。
	素泊まり料金の算出における考え方によっては、全宿泊者が免税点未満になることもあり得るのではないか。	素泊まり料金の算定は、まずは事業者による申告を尊重したいが、極端な申告内容が見受けられた場合は必要に応じ税務調査を実施することがある。

(3) 目的・ 使途に 関する こと	観光振興協力金は、全ての宿泊が免税点未 満となり申告・納入を行わない事業者にも 支払われるのか。	全ての宿泊が免税点未満であり、特別 徴収事務報償金の対象とならない場 合は、観光振興協力金の交付対象外と なるものと考えている。
	観光振興協力金だけもらえない場合はあ り得るのか。	P R など観光振興について協力がな い場合は、特別徴収事務報償金だけが 対象となることもあり得る。
	今後の事業のための財源が必要なのは理 解するが、既存事業の評価をし、宿泊税を 導入せずにやりくりすることができない のか。	事業予算の見直しは毎年度行ってお り、継続していくが、今後の観光需要 の増加や、人口減少・少子高齢化を見 据えると、観光振興を市民だけの負担 で進めることは難しい。
	必要な財源の額や使途の予算の規模感を 金額で示すべきではないか。	事業の詳細や予算額は年度毎に議会 へ示し、審議いただくものと考えてい る。詳細を示すことは難しいが、概算 資料などを検討したい。
	毎年度の使途の検討や検証には宿泊事業 者と協議して決定するようにしてほしい。	他市ではDMOや旅館組合等と連携 している事例もあるので研究したい。
	宿泊税の導入に必要な総務省の同意を得 るには、説明が足りないのではないか。	総務省へは、今後の観光振興に関する 財政需要が高いことなどを説明する。
(4) そ の 他	市営駐車場の使用料の上乗せを行い、その 上乗せ分を観光振興に活用することを議 論してはどうか。	現在の市営宇治駐車場の使用料は、内 宮前宇治地区の交通渋滞解消に必要な 駐車場運営に係る経費を使用者に 負担いただくものとしている。駐車場 不足への対応も検討しているところ だが、宿泊税や宿泊促進とは別の問題 であるため、分けて考えることが適切 と考える。

2. 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 9 月以降 ：観光関係団体等との意見交換、制度設計・条例案・予算検討
令和 8 年 11 月以降 ：産業建設委員会、総務政策委員協議会へ報告